

事 務 連 絡

平成16年3月29日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局振興課

### 個人情報の情報管理の徹底について

近時、個人情報の大量漏洩事案が多数発生し、IT社会の健全な発展にとって憂慮すべき問題となってきたことを踏まえ、標記のことについて、別添の通りIT関係省庁連絡会議幹事会申し合わせがなされたところです。ついては、個人情報保護に関する法令及び別添申し合わせの趣旨等を踏まえ、個人情報の情報管理を徹底するとともに、個人情報の漏洩の事実を把握した場合には直ちに報告がなされるよう、管内市町村、関係団体及び関係機関等に対して、周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

別添

民間の保有する個人情報の情報管理の徹底について

平成16年3月12日

IT関係省庁連絡会議幹事会申し合わせ

近時、民間の保有する個人情報の大量漏洩事案が多数発生しているところである。このような事案の増大はIT社会の健全な発展にとって、憂慮すべき問題になってきている。

このような状況に鑑み、政府としては、IT社会の実現に向けて、これまで以上に国民の信頼を得ることが必要であるという認識の下、民間の保有する個人情報の情報管理を徹底するため、下記の対策を講ずることとする。

記

1. 関係省庁は、所管の業界等に対して、個人情報の情報管理の徹底を、改めて要請すること。  
特に、近時の事案を踏まえ、保有する個人情報へのアクセス管理の徹底、個人情報の情報管理体制の整備、企業の内部関係者による個人情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などを行うよう要請すること。
2. 関係省庁は、民間の保有する個人情報の漏洩事案の再発防止のため、所管の業界等に関する個人情報保護ガイドライン等について、必要に応じて、その策定・見直しを検討し、または関係者に対して策定・見直しの検討を要請するなど、常に十分な個人情報の情報管理の徹底を図ること。
3. 関係省庁は、所管の業界等に対して、個人情報の漏洩の事実を把握した場合には直ちに所管省庁に報告するよう要請するとともに、その周知徹底を図ること。